

令和4年7月28日

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会 構成員 各位

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会
会長 大泉 勝
(事務局：第五管区海上保安本部交通部)

令和4年度「大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会」総会（書面開催）
について

謹啓 盛夏のみぎり、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

皆様におかれましては、大阪湾・紀伊水道における船舶交通の安全確保に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会は、昨年度の海上交通安全法の改正に基づき、異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し必要な協議を行うために設立されました。本協議会では、会の運営等に関し必要な事項を定めるとともに、総会を毎年開催し、本協議会の活動に必要な事項等を確認することになっております。このため、先般、「令和4年度大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会総会」の開催をご案内させていただきましたが、台風第4号の影響により延期とさせていただきます。しかしながら、台風シーズンの到来前の開催は日程調整が難しいことから、令和4年度の総会は書面による開催に代えさせていただきますので何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、先般の総会開催でもご案内したとおり、令和4年度の総会において決議事項はございませんが、協議会の運営等に関しご意見等をお伺いしておりました。

その結果、特に意見を頂戴することはございませんでしたが、今回の書面総会にあたって、あらためてご意見等をお伺いさせていただきたく存じます。お手数ですが、ご意見・ご要望がございましたら、別紙にご記入の上、8月9日（火）までに下記メールアドレスまでご返信いただけますようお願い申し上げます。

ご意見がない場合も別紙のご返信をいただけますようお願い申し上げます。ご返信をもって総会の開催とさせていただきますと思います。

なお、構成員様からお寄せいただいたご意見・ご要望を取りまとめの上、第五管区海上保安本部のホームページにより公表させていただきますのでご了承願います。

敬白

記

送付先： 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会事務局

〒650-0042

兵庫県神戸市中央区波止場町 1 番 1 号

第五管区海上保安本部交通部航行安全課

専門官 田川 元嗣

海務第二係長 仲田 幸生 TEL078-391-6551 (内線 2622) FAX078-391-0065

メールアドレス jcg5kokoanzen2-2j9p@mlit.go.jp (すべて小文字)

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則

(設置等)

第1条 大阪湾・紀伊水道における異常気象又は海象（以下、「異常気象等」という。）により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するための対策の実施に関し、必要な協議を行うため海上交通安全法第35条第1項の規定に基づき、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- ① 異常気象等に関する情報の共有
- ② 異常気象等により予想される大阪湾・紀伊水道に在る船舶への影響
- ③ 安全な避難時期及び避難方法
- ④ 走錨事故の防止対策をとるべき海域の選定及び対策の内容
- ⑤ 勧告発出等に係る連絡・周知体制の構築
- ⑥ その他異常気象等による船舶交通の危険を防止するための対策の実施に必要な事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により決定する。
- 4 協議会に幹事会を置く。
- 5 幹事会は、別紙の幹事会の欄に掲げる者をもって構成する。

(会長等)

第4条 会長は、議事その他の会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があったとき、その職務を代行する。
- 3 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第5条 総会は、すべての構成員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を決議する。
 - ① 第2条の協議事項
 - ② 会長及び副会長の選任
 - ③ 本協議会の会則（組織の名称変更や人事異動に伴う構成員の交代等による別紙の更新を除く。）
 - ④ その他本協議会の活動に必要な事項

(総会の招集)

第6条 総会の招集は会長が行う。ただし、協議会設立時等会長が選任されていないときは、構成員の過半数の合意により総会を招集することができる。

2 総会は、原則として年1回開催する。

3 会長は、次に掲げる場合には、臨時の総会を招集することができる。

① 第2条の協議事項が生じたときであって、前項に規定する総会の開催を待っていたのでは時機を失すると会長が判断したとき。

② 構成員から要請があり、幹事会において開催が必要と決議されたとき。

4 会長は、総会を開催するときは、あらかじめ総会の日時、場所及び議案を構成員に通知しなければならない。

(議長)

第7条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、協議会設立時等会長が選任されていないときは、出席した構成員の互選により議長を選出する。

(決議)

第8条 総会の決議は、構成員の過半数(書面及びオンライン参加を含む。)で決することとし、可否同数の場合は、会長が可否を判断する。

2 構成員は総会への参加について代理を立てることができる。

3 構成員は会長に決議を委任することができる。

4 会長は、やむを得ない事由により総会を開くことが困難な場合においては、協議事項の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴するとともに賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

5 構成員は、総会への出席が困難な場合においては、あらかじめ、その意見等を記載した書面を直接又は最寄りの港長又は港則法の適用港を所管する海上保安部署長を経由して会長に提出することができ、会長は、当該書面の内容を十分尊重し、議事を進めなければならない。

6 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、総会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

7 総会の議事については、事務局が議事録を作成するものとする。

8 総会の議事は、原則、公開とする。ただし、議事の公開により、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が招集する。

2 幹事会は、幹事会構成員の過半数の出席(電話又はオンライン参加を含む。以下、同じ。)がなければ開催できない。

3 幹事会の議長は、会長が行う。

4 幹事会の決議は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が可否を判断する。

(総会を開催するいとまがない場合の措置)

第10条 会長は、第2条に定める事項について、異常気象等の発生、接近等が急などのため、総会を開催するいとまがないと判断されるときは、第5条及び第8条の規定にかかわらず、幹事会を開催して必要な決議を行うことができる。

2 会長は、前項の決議を行ったときは、速やかにその内容を構成員に通報するとともに、その後開催される最初の総会において承認を得なければならない。

(結果尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、海上交通安全法第35条3項に基づき、協議が整った事項について尊重しなければならない。

(協議会・幹事会の事務局)

第12条 協議会及び幹事会の事務局は、第五管区海上保安本部交通部航行安全課に置く。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会において協議して定める。

附 則 この会則は、令和3年7月1日（改正法の施行の日）から実施する。

(別紙)

大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員

	組織・役職	幹事会	備考
会 員	公益社団法人 神戸海難防止研究会 会長	○	
〃	大阪湾水先区水先人会 会長	○	
〃	内海水先区水先人会 会長		
〃	和歌山下津水先区水先人会 会長		
〃	小松島水先区水先人会 会長		
〃	一般社団法人 日本船主協会 株式会社商船三井 海上安全部 部長代理	○	
〃	一般社団法人 日本船長協会 常務理事	○	
〃	近畿旅客船協会 会長	○	
〃	神戸旅客船協会 会長		
〃	全日本海員組合関西地方支部 地方支部長	○	
〃	全日本海員組合大阪支部 支部長		
〃	大阪海運組合 理事長		
〃	兵庫海運組合 理事長		
〃	全国内航タンカー海運組合関西支部 支部長	○	
〃	全国内航タンカー海運組合薬槽船支部 支部長		
〃	外国船舶協会 会長	○	
〃	阪神港大阪区堺北区/阪南港/大阪港海難防止対策委員会 委員長	○	大阪港湾局防災・施設担当部長
〃	阪神港神戸区尼崎西宮芦屋区台風・地震津波対策委員会 委員長	○	日本郵船関西支店支店長代理
〃	和歌山紀北地区台風・津波対策協議会 会長	○	ENEOS株式会社和歌山製油所環境安全副所長
〃	徳島小松島港湾台風・地震津波対策委員会 委員長	○	オーシャントランス㈱
官公庁	近畿運輸局長	○	
〃	神戸運輸監理部長	○	
〃	四国運輸局長	○	
〃	近畿地方整備局長	○	
〃	四国地方整備局長	○	
〃	大阪管区気象台長	○	
〃	大阪府 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	兵庫県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	和歌山県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	徳島県 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	大阪市 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	神戸市 (港湾管理者 代表者又は代表者が指名した者)		
〃	第五管区海上保安本部長	○	
〃	大阪海上保安監部長	○	
〃	神戸海上保安部長	○	
〃	和歌山海上保安部長	○	
〃	徳島海上保安部長	○	
〃	関西空港海上保安航空基地長	○	
〃	堺海上保安署長		
〃	岸和田海上保安署長		
〃	西宮海上保安署長		
〃	海南海上保安署長		
〃	大阪湾海上交通センター所長		
事務局	第五管区海上保安本部 交通部 航行安全課	○	

大阪湾・紀伊水道台風対策要綱

本要綱は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会会則第2条の協議事項のうち、大阪湾・紀伊水道における特に勢力の大きい台風による船舶交通の危険を防止するための対策の実施について必要な事項を定めるものである。

(対象海域)

第1条 大型の台風の来襲に伴い避難の対象とする海域は、海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御崎灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港とする。(別紙1のとおり)

(対象船舶)

第2条 対象船舶は、風圧面積が大きく風の影響を受けやすい走錨の危険性が高い船舶及び事故発生時において船舶交通に重大な危険を及ぼす可能性がある大型危険物積載船として以下に定める船舶とする。

ただし、内航定期旅客船、内航 RoRo 船等の定期航路を運航する内航船舶及び「平水」、「沿海」又は「限定近海」の航行区域を有する内航船舶については対象外とする。

① 高乾舷船

自動車運搬専用船 (長さ160m以上)

コンテナ船 (長さ160m以上)

ガスタンカー (長さ160m以上)

タンカー (長さ160m以上)

客船・フェリー (長さ200m以上)

貨物船 (長さ200m以上)

② 大型危険物積載船

総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く。)

総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

(対象となる台風の規模)

第3条 避難措置の対象となる台風の規模は、対象海域の到達時において暴風域を伴うもので、中心付近の最大風速(10分間平均)が40m/s以上のもの(以下、大型台風という。)とする。

(避難時期)

第4条 避難時期は、原則として、大型台風の強風域が対象海域に到達する24時間前とする。ただし、大型台風の規模、速力等を考慮し、24時間より早めに設定することができる。

(避難措置に係る検討の開始)

第5条 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会事務局（以下、事務局という。）は、気象庁が発表した予報（台風5日間予報）に基づき、対象海域に大型台風の暴風警戒域が入るおそれがある場合に、避難措置に係る検討を開始することとする。

2 事務局は、前項の検討を開始したときは、速やかにこれを第7条により協議を行う構成員に通報しなければならない。

（避難時期の検討）

第6条 事務局は、以下の基準をともに満たすことを考慮し避難時期を検討することとする。

- ① 3日後の予報において、対象海域が暴風警戒域内に入っていること。
- ② 3日後の予報において、中心付近の最大風速が40m/s以上であること。

2 避難時期等の検討にあたっては、大阪管区気象台から台風に関する情報の提供を受けるものとする。

（避難時期等の協議）

第7条 大型台風の接近に係る避難時期については、事務局の検討結果をもとに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会に協議を行うこととする。ただし、大型台風の動向に対応して速やかに避難体制を構築する必要があることから、同協議会の幹事会の構成員のうち、次に定める構成員による協議をもって、同協議会による協議に代えるものとする。

- ① 会長
- ② 副会長
- ③ 大阪湾水先区水先人会会長
- ④ 各港の台風対策に係る協議会の代表
- ⑤ 第五管区海上保安本部長

2 事務局は、大型台風の勢力、進路、速力等の状況により、船舶交通の危険を防止するために必要と考えるときは、避難時期以外の避難措置の内容について検討を行い、本要綱に定める基準に拠ったのでは避難措置が十分とは言えないと判断される場合は、追加の措置等について、前項の規定による協議を求めることができる。ただし、本要綱の基準と異なる避難措置を実施した場合は、その内容について、その後開催される最初の総会に報告しなければならない。

（避難行動）

第8条 避難行動は次のとおりとする。

① 対象海域に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外へ避難する。

ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航（ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。）することができる船舶は除く。

② 対象海域に入域しようとする対象船舶は、入域を回避する。

ただし、入域後、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航することができる船舶、又は十分

な時間的余裕をもって台風の影響の少ない対象海域の外（瀬戸内海を含む）へ避難する船舶は除く。

③ 大阪湾・紀伊水道の海域に在泊する船舶のうち、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

（解除時期）

第9条 避難措置を解除する時期は、大型台風の暴風域が対象海域を通過した後とする。

（周知）

第10条 第5条に基づいて避難措置に係る検討を開始したときは、事務局は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。

2 事務局は、協議した結果について速やかに大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員に周知することとする。ただし、第五管区海上保安本部長が海上交通安全法第32条第2項に基づく避難及び解除にかかる勧告（別紙2のとおり）の発表*の時期と差異がない場合はこの限りではない。

3 周知時期に関しては、夜間及び休日等を勘案して実施することとする。

4 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会構成員は、協議された結果の周知を受けたとき、または、第五管区海上保安本部長から海上交通安全法第32条第2項に基づく、避難又は解除にかかる勧告が発表されたときは、傘下の関係団体及び船舶等に周知することとする。

※勧告の発表時期とは、第五管区海上保安本部長が法に基づく勧告の内容を発表する時期のことをいう。

なお、勧告の措置内容の効力を有する時期は、勧告の発出時期という。

（情報の伝達）

第11条 前条による周知は、別紙3に定める情報伝達ルートにより速やかに周知展開を図るものとする。

（解除後の安全確認）

第12条 構成員は、避難措置が解除された場合にあっても、引き続き第五管区海上保安本部長による勧告等に留意する。

また、港湾において、漂流物件、港湾施設の損壊等が発生している場合があることから、海上保安庁及び港長並びに港湾管理者による航行制限又は入港制限の情報に留意し、交通の安全に注意を図る。

（対象船舶以外の船舶への注意喚起）

第13条 構成員は、避難勧告対象船舶以外の船舶にあっても、十分な時間的余裕をもって避難準備等を適切に行うことなどについて安全啓発を心掛ける。

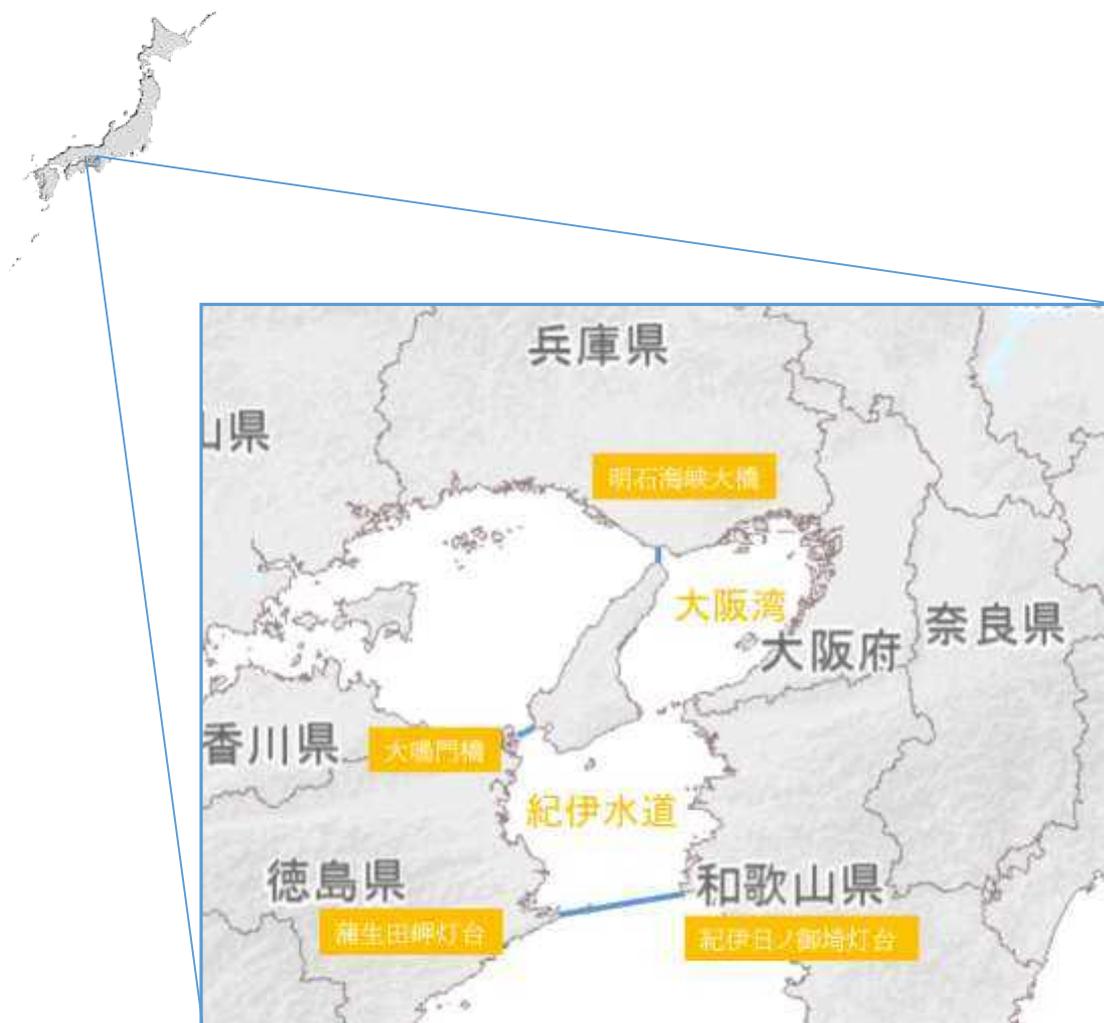
(本要綱の改正)

第14条 本要綱に定める事項は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会の総会の議決により改正するものとする。

附 則 この要綱は、大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会総会において承認されたときから効力を有する。

(大阪湾・紀伊水道台風対策要綱第 1 条 関連)

(対象海域)



海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御埼灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港

【港則法適用港：阪神港、阪南港、泉州港、深日港、和歌山下津港、湯浅広港、由良港（和歌山県）、岩屋港、津名港、洲本港、由良港（兵庫県）、福良港、撫養港、今切港、徳島小松島港、富岡港、橘港】

(別紙2)

第五管区海上保安本部長が発出する勧告等 (案)

令和●年●月●日
(時刻 発表)

関係各位

第五管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき、以下のとおり勧告する。

1 発出期間

令和 年 月 日 (時刻) ~ 勧告を解除するまで
(解除時期は、台風○号の暴風域が大阪湾から抜ける時点を予定)

2 対象海域

大阪湾・紀伊水道 (湾内・港) 別添のとおり。

3 勧告内容

- (1) 大阪湾・紀伊水道 (港則法適用港を含む。) に在る対象船舶は、十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難すること。
ただし、台風の影響の少ない海域で安全に避泊・避航 (ちちゅう、低速航走等を含む。以下同じ。) することができる船舶は除く。
- (2) 大阪湾・紀伊水道に入域しようとする対象船舶は、入域を回避すること。
ただし、入域後、台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域で安全に避泊・避航することができる船舶、又は十分な時間的余裕をもって台風の影響の少ない大阪湾・紀伊水道の海域外へ避難する船舶は除く。
- (3) 大阪湾・紀伊水道の海域に在泊する船舶のうち、安全に避難できる海域に避難しようとする船舶は、十分な時間的余裕をもって避難を開始すること。

4 対象船舶

対象船舶は以下のとおり。ただし、内航定期旅客船、内航 RORO 船等の定期航路を運航する内航船舶及び限定近海以下を航行する内航船舶は除く。

- (1) 自動車運搬専用船 (長さ160m以上)
- (2) コンテナ船 (長さ160m以上)
- (3) ガスタンカー (長さ160m以上)
- (4) タンカー (長さ160m以上)
- (5) 客船・フェリー (長さ200m以上)
- (6) 貨物船 (長さ200m以上)
- (7) 特別危険物積載船
 - ・総トン数5万トン以上の危険物船 (液化ガス船を除く。)
 - ・総トン数2万5千トン以上の液化ガス船

(別添)

(対象海域)



海上交通安全法適用海域のうち明石海峡大橋、大鳴門橋及び紀伊日ノ御埼灯台から蒲生田岬灯台に引いた線に囲まれた海域及び港則法適用港

【港則法適用港：阪神港、阪南港、泉州港、深日港、和歌山下津港、湯浅広港、由良港（和歌山県）、岩屋港、津名港、洲本港、由良港（兵庫県）、福良港、撫養港、今切港、徳島小松島港、富岡港、橘港】

第五管区海上保安本部長が発出する勧告等（案）

令和●年●月●日
（時刻 発表）

関係各位

第五管区海上保安本部長

台風第○号の接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき、大阪湾及び紀伊水道の海域に発出していた勧告を

令和 年 月 日（時刻）

をもって解除する。

ただし、港則法適用港には、港長が港則法第39条第4項に基づく港外への避難勧告を継続している場合があるので、これに従うこと。

情報伝達ルート

